

## 概要

被災者に発症した「心室細動」は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

## 要旨

### 1 事案の概要及び経過

被災者は、〇会社の労働者として、新築物件引渡し前の清掃作業・建設現場における足場の設置、取り外し作業に従事していた。

平成〇年〇月〇日、被災者は、〇工事において、トラックから足場部材を運搬中に突然倒れ救急車で〇病院に搬送されたが、同年〇月〇日、「心室細動」による「低酸素脳症」で死亡した。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に未支給の休業補償給付と未支給の療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

### 2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

足場組立作業中、資材を運搬していて発症した。発症当日は気温、湿度ともに高くアスファルトの上で熱中症により倒れたものであり、業務上とは認められないとして未支給の休業補償給付・療養補償給付を不支給とした監督署長の処分には不服である。

### 3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

- (1) 請求人が主張する熱中症について検討すると、被災者は、平成〇年〇月〇日、建設作業現場における足場部材の運搬業務に従事しており、発症当日は屋外にて作業に従事していた。発症当日午後2時の気象情報は、気温28.7℃、湿度78%、風速1.9m/s 風向西南西であった。

被災者が倒れ、救急車で搬送される際の救急活動報告書には、腋下体温は35.0℃と記載されている。救急外来看護記録に記載されている体温測定（鼓膜）結果は36.1℃であった。

主治医は、意見書において、「来院時の体温正常であり熱中症によるものとは考えられない。」と熱中症を否定している。地方労災医員も意見書において、「〇病院へ搬送時の体温は正常であった。したがって熱中症の可能性はない。」と熱中症を否定している。

よって、本件は、請求人が主張している「熱中症」によるものとは認められない。

- (2) 「心疾患」について検討すると、被災者に発症した疾病は、地方労災医員の医証等から「心室細動」であると判断でき、これは認定基準に示された対象疾病に該当する。
- (3) 事業場関係者からの事情聴取では、被災者が倒れる以前に、異常な出来事や突発的な事件又は事故等はなく、極度の緊張、興奮、恐怖、驚愕等強度の精神的負荷を引き起こす突発的又は予測困難な異常な出来事に遭遇したとは認められない。  
過重業務について、死亡労働者の労働時間を調査した結果、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」はなかったことが確認されている。

- (4) 以上のことから、被災者の死亡は、業務上の事由によるものとは認められない。

### 4 審査官の判断

- (1) 被災者にとって本来の仕事はホームクリーニングであり、今回の発症は足場の組立工事に一日従事する最初の日であったが、被災者は以前〇県で足場の仕事をしており、初めての仕事ではなかった。また、〇月半日の足場工事に2～3回従事しており、慣れない仕事ではなかった。

気象情報により、発症日は暑熱な環境であったことが確認できるが、現場での体調確認や水分補給等の熱中症対策はとられていたと関係者の聴取により確認できる。また、特に変わった様子はなかったと関係者は述べており、慣れた仕事と水分も十分に補給できる状況にあったと認められる。

主治医は「脱水症状に何らかの負荷（重い建材を運ぶ等）が加わり心停止を起こしたと推測される」と述べているが、他方、必要な検査が施行されていないため「心停止の原因ははっきりしない」と結論づけていることからすれば、脱水症が関与した可能性を示唆したものに過ぎず、脱水症が発症に関与した蓋然性を認める趣旨であるとまでは判断することができない。

熱中症については、発症時被災者には発熱、痙攣等の熱中症特有の症状は現れていないことが救急活動報告書により確認できる。

また、熱中症に関しては、主治医、地方労災医員とも意見書において、発症時の被災者の体温上昇が認められないことにより、熱中症を否定しており、請求人の主張する「熱中症」を発症したとは認められない。

(2) 被災者に発症した疾病は、地方労災医員の医証により「心室細動」であると判断できる。これは認定基準に示された「心停止」に該当するため、認定基準に照らし評価すると、

- ・ 業務に関連した異常な出来事に遭遇した事実は認められない。
- ・ 被災者の1日の所定労働時間は午前8時から午後5時までで、休日も確保され、死亡前1週間は時間外労働はない。
- ・ 発症前日まで及び発症前1週間以内の業務は所定労働時間内の通常勤務であり、特に過重となるような業務であったとは認められない。
- ・ 1か月ないし6か月にわたって、1か月当たり45時間を超える時間外労働は認められず、通常勤務であり、長時間にわたって著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したとは認められない。

以上のことから、被災者には業務による明らかな過重負荷である異常な出来事、短期間の過重負荷、長期間の過重負荷のいずれも認められず、業務による明らかな過重負荷を受けたことにより発症した心臓疾患とは認められない。

したがって、被災者の本件疾病の発症及び死亡を業務上の事由によるものと認めることはできないことから、監督署長が請求人に対してなした未支給の休業補償給付及び未支給の療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。